

徳島県立三好病院からの**重要なお知らせ**

紹介状をお持ちでない方の初診・再診に係る特別料金について

- 令和2年度診療報酬制度改定に伴い、**令和2年10月1日から**、紹介状なしに外来を受診した患者さんより、**通常の初診料・再診料（外来診療料）のほかに、「特別料金」**を徴収することが義務づけられました。
- 特別料金は、**全額自己負担**となりますので、当院の外来受診を希望される方は、まずは、**お近くのかかりつけ医を受診してください**。
- 利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

「特別料金の内容」

・ 紹介状なしで初診を受けられる方 （特別初診料）	5,500円 (消費税10%を含む)
・ 他の医療機関を紹介したにもかかわらず、 ご自身の選択により当院を再度受診される方 （特別再診料）	2,750円 (消費税10%を含む)

※「初診」とは？

- ①当院を初めて受診する場合
- ②受診歴はあるが、最終の受診から3カ月以上経過している場合

※「特別料金」の徴収対象外となる場合は？

- 「緊急その他やむを得ない事情がある場合」で、具体的には以下のとおり
- ①救急車により搬送された場合
- ②外来受診後に即日入院した場合
- ③国の公費負担医療制度・地方単独の公費負担医療制度（特定の障がい・疾病等に着目したもの）の受給対象者
- ④HIV感染者
- ⑤労災・公務災害対象者（当該所管機関へ請求）
- ⑥生活保護による医療扶助対象者
- ⑦当院で他の診療科を受診している場合
- ⑧医師の指示により3カ月を超える期間後の診察となった場合

※「子どもはぐくみ医療費助成制度」の対象となる方についても、紹介状をお持ちでない場合には、特別料金を御負担いただくこととなります。